

2020年6月5日

東北経済産業局

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて ガスの特例措置の認可を行いました(第6報)

東北経済産業局は、本日、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付を受けようとするガスの需要家等に対する特例措置の認可を行いました。

1. 経済産業省からガス事業者に対する要請

経済産業省は、ガス事業者に対し、個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、ガス料金支払いの猶予等、柔軟な対応を行うことを要請しました。

2. 今回の特例措置の認可内容

東北経済産業局は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付を受けようとするガスの需要家等に対する特例措置として、下記事業者から、本日付けで、小売全面自由化後の経過措置に係る小売料金その他の供給条件及び託送料金その他の供給条件について特例措置(料金の支払期限の延長)を実施するために必要となる認可申請を受け、電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ、即日、特例措置(別紙1参照)の認可を行いました。

なお、今後、影響が深刻化・長期化した場合などには、事業者から適宜申請を受けて、速やかに特例措置の認可を行う予定です。

記

○一般ガス導管事業者(1事業者)

○旧簡易ガスみなしガス小売事業者(1事業者)

別紙2参照

(本発表資料のお問合せ先)

東北経済産業局 電力・ガス事業課長 五十嵐圭介

担当者: 戸浪、船田

電話: 022-221-4941(直通)

FAX: 022-213-0757

(一般ガス導管事業者:1 事業者)
託送供給約款についての特例措置の概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付を受けたガスの使用者又は特例貸付を受けようとするガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給について、託送供給依頼者から申出があった場合、当該託送供給依頼者に対して、既認可の供給条件に代えて、以下の措置を適用する。

1. 仙台市ガス局

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付を受けたガスの使用者又は特例貸付を受けようとするガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給料金の支払期限について、2020年2月検針分(支払期限日が2020年3月25日以降となるものに限る。)、3月検針分、4月検針分、5月検針分及び6月検針分の託送供給料金の支払期限日を原則としてそれぞれ1か月延長する。

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者:1事業者)
指定旧供給地点小売供給約款についての特別措置の概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付を受けたガスの使用者又は特例貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払に困難な事情があると判断したガスの使用者から申出があった場合、当該使用者等に対して、既認可の供給条件に代えて、以下の措置を適用する。

1. 日本瓦斯株式会社

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付を受けたガスの使用者又は特例貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払に困難な事情があると判断したガスの使用者のガス料金の支払期限について、2020年2月検針分(支払期限日が2020年3月25日以降となるものに限る。)、3月検針分、4月検針分、5月検針分及び6月検針分の料金の支払期限日を原則としてそれぞれ1か月延長する。

(別紙 2)

ガスの特例措置の認可を行った事業者

○一般ガス導管事業者(1 事業者)

事業者名	法人番号	供給区域	
仙台市ガス局	8000020041009	宮城県	仙台市 多賀城市 名取市 富谷市 黒川郡大和町 黒川郡大衡村 宮城郡利府町

○旧簡易ガスみなしガス小売事業者(1 事業者)

事業者名	法人番号	供給地点群名 (地点数)	所在地
日本瓦斯株式会社	9010001061924	緑ヶ丘ニュータウン (143 地点)	福島県福島市 上鳥渡字山王